

千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 6 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序の定め

第 1 章 総 則

第 1 条（趣旨） 千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 5 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序については、この定めに規定するところによる。

第 2 条（事件の回付） 本庁と各支部との間における事件の回付については、本庁の関係する部及び支部の間で協議して定める。

2 各支部における事件の回付については、各支部の間で協議して定める。

第 2 章 本 庁

第 1 節 通 則

第 3 条（部の設置） 本庁に民事第 1 部から民事第 5 部まで及び刑事第 1 部から刑事第 5 部までを置く。

第 4 条（裁判官の配置及び開廷日割） 裁判官の配置及び開廷日割は、民事部については別表第 1 のとおりとし、刑事部については別表第 2 のとおりとする。

第 5 条（事件の分配） 事件の分配は、民事部においては第 2 節及び別表第 1 に、刑事部においては第 3 節及び別表第 2 に定めるところにより、前年度に引き続いて行う。

2 各部の裁判官に対する事件の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの部が定める。

第 6 条（事件の分配停止等） 裁判官に病気その他の長期の差し支えが生じたとき、分配された事件が特別に複雑であるとき、及びその他相当の理由があるときは、当該部に対する事件の全部又は一部の分配を停止し、若しくは分配済みの事件の全部又は一部を他の部に移転することができる。

- 2 事件の分配停止及びその解除並びに事件の移転は、当該部の所属する民事部又は刑事部の協議により決定する。
- 3 事件の分配停止が解除され又は移転の事由がやんだ場合において、他の部との間で事件負担の調整をする必要があるときは、当該部の所属する民事部又は刑事部の協議により、事件の分配について必要な措置を執る。

第 7 条（除斥事件及び忌避事件の分配）裁判官に対する除斥及び忌避の申立事件（松戸支部を除くその余の支部及び管内簡易裁判所の裁判官に対するものを含む。）は、法律に特別の定めがある場合を除き、民事事件に関するものと刑事事件に関するものに分け、それぞれ民事部及び刑事部の各部に受理の順序に従って分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部には分配しない。

- 2 前項の定めは、裁判所書記官その他の裁判所職員に対する除斥及び忌避の申立てがあった場合に準用する。

第 8 条（特別措置等）裁判官会議は、事件の分配について定めがないとき、又は本章に定める分配方法によることが相当でない特別の理由があるときは、当該事件を分配する部を指定することができる。

- 2 所長は、緊急を要するときは、前項の定めにかかわらず、事件を分配する部を指定することができる。この場合においては、所長は、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を求めなければならない。
- 3 所長は、新任判事補の研さんのため、任官後 3 年 3 月未満の判事補（職権特例指名された者を除く。）に対し、その所属する部の裁判事務のほか、他の部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

第 2 節 民 事 部

第 9 条（民事第 1 部から民事第 3 部まで及び民事第 5 部に対する事件の分配）民事第 1 部から民事第 3 部まで及び民事第 5 部に対する事件の分配は、別表第 1 の該当する部の欄に記載された事件（付随する事件を含む。）の種類ごとに、受理の

順序に従って、別表第 1 に定める割合で行う。

第 10 条（民事第 4 部に対する事件の分配）民事第 4 部に対する事件の分配は、別表第 1 の該当欄に記載された事件について行う。

第 11 条（事件の分配の特則等）労働に関する事件（労働審判法第 24 条に基づき労働審判から移行した事件及び労働災害に関する事件を除く。）1 件が分配されたときは、別表第 1 の民事第 1 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(5)第一審訴訟事件（(6)から(10)までの事件を除くその余の訴訟事件。以下「第一審一般訴訟事件」という。）が 2 件分配されたものとみなす。

- 2 労働審判事件 1 件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が 1.5 件分配されたものとみなす。
- 3 労働仮処分事件 1 件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が 2 件分配されたものとみなす。
- 4 医療事故を理由とする損害賠償事件 1 件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が 5 件分配されたものとみなす。
- 5 行政事件（行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する事件を含む。）、労働災害に関する事件及び独占禁止法に基づく事件（同事件を本案とする保全事件を含む。）1 件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件がそれぞれ 3 件分配されたものとみなす。
- 6 建築請負及び工事請負に関する事件（請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件）1 件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が 3 件分配されたものとみなす。民事第 5 部に分配された第一審一般訴訟事件において、後に、請求原因又は抗弁で建築又は工事につき瑕疵の主張がされた場合についても同様とする。
- 7 民事第 1 部、民事第 2 部及び民事第 5 部に分配される事件のうち別表第 1 の(1)、(2)、(5)、(6)及び(8)から(10)までの各事件、民事第 3 部に分配される事件のうち別表第 1 の(1)から(3)まで、(6)、(7)、(9)から(11)までの各事件、民事第 1 部に分配される事件のうち別表第 1 の(17)から(19)までの各事件、民事第 2 部に分配される事件のう

ち別表第 1 の(17)の事件、民事第 3 部に分配される事件のうち別表第 1 の(18)から(20)までの各事件、民事第 5 部に分配される事件のうち別表第 1 の(17)の事件について、いずれか一方の当事者の数が 10 を超え 100 に至るまでは、10 を超えるごとに 1 件を加算した事件が分配されたものとみなす。当事者の数が 100 を超えるときは、民事部の協議により、分配されたものとみなされる事件の数を定める。

- 8 第 1 項から前項までの場合には、分配されたとみなされる事件の数に満つるまで、当該部に対する第一審一般訴訟事件の分配を停止する。
- 9 控訴事件のうち、労働に関する控訴事件 1 件が分配されたときは、別表第 1 の民事第 1 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(1)控訴事件が 2 件分配されたものとみなす。
- 10 控訴事件のうち、医療事故を理由とする損害賠償控訴事件 1 件が分配されたときは、別表第 1 の民事第 2 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(1)控訴事件が 2 件分配されたものとみなす。
- 11 控訴事件のうち、行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する控訴事件及び労働災害に関する控訴事件 1 件が分配されたときは、別表第 1 の民事第 3 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(1)控訴事件が 2 件分配されたものとみなす。
- 12 控訴事件のうち、建築請負及び工事請負に関する控訴事件（請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件） 1 件が分配されたときは、別表第 1 の民事第 5 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(1)控訴事件が 2 件分配されたものとみなす。
民事第 5 部に分配された控訴事件において、後に、請求原因又は抗弁で建築又は工事につき瑕疵の主張がされた場合についても同様とする。
- 13 第 9 項から前項までの場合には、分配されたとみなされる事件の数に満つるまで、当該部に対する控訴事件の分配を停止する。
- 14 受理した事件について、受理后、当該事件が、第 1 項から第 6 項までの事件と判明したとき、第 1 項から第 6 項までの事件となったとき、または、第 9 項から

第 1 2 項までの事件と判明したとき、第 9 項から第 1 2 項までの事件となったときは、当該事件を分配すべき部に移転する。

事件の移転が行われた場合には、第 1 項から第 6 項までの事件については、第 1 項から第 8 項までの定めを準用し、事件を移転した部に対して、移転した事件と同数の第一審一般訴訟事件の新受事件を分配する。また、第 9 項から第 1 2 項までの事件については、第 9 項から第 1 3 項までの定めを準用し、事件を移転した部に対して、移転した事件と同数の控訴事件の新受事件を分配する。

- 15 建築請負及び工事請負に関する第一審訴訟事件（第 6 項の事件を除く。）、建築請負及び工事請負に関する控訴事件（第 1 2 項の事件を除く。）、又は、建築請負及び工事請負に関する民事調停事件（特定調停事件及び借地非訟付調停事件を除く。）で、専門委員又は専門家調停委員の選任を必要とする事件については、民事第 5 部に移転することができる。

建築請負及び工事請負に関する第一審訴訟事件（第 6 項の事件を除く。）の移転が行われた場合には、民事第 5 部に対しては、第一審一般訴訟事件が 1 件分配されたものとみなし、第一審一般訴訟事件の分配を 1 件停止し、事件の移転をした部に対しては、第一審一般訴訟事件の新受事件 1 件を分配する。また、建築請負及び工事請負に関する控訴事件（第 1 2 項の事件を除く。）の移転が行われた場合には、民事第 5 部に対しては、控訴事件が 1 件分配されたものとみなし、控訴事件の分配を 1 件停止し、事件の移転をした部に対しては、控訴事件の新受事件 1 件を分配する。さらに、建築請負及び工事請負に関する民事調停事件（特定調停事件及び借地非訟付調停事件を除く。）の移転が行われた場合には、民事第 5 部に対しては、民事調停事件が 1 件分配されたものとみなし、民事調停事件の分配を 1 件停止し、事件の移転をした部に対しては、民事調停事件の新受事件 1 件を分配する。

- 16 大規模訴訟に係る事件を 5 人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする場合の合議体の構成は、民事部の協議によって決定する。

第 1 2 条（関連事件の移転） 2 以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連するときは、関係する部の協議により、その事件を他の部に移転することができる。

2 事件の移転が行われた場合には、別表第 1 の民事第 1 部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(1)及び(5)から(10)までに記載された事件の種類ごとに新受事件により調整する。ただし、関係する部の協議によりこれと異なる扱いをすることを妨げない。

第 1 3 条（事件移転調整委員会による移転） 民事部に所長及び民事部総括裁判官で構成する事件移転調整委員会を置き、各部の事件負担の公平の見地から事件の移転を相当とする事件について必要な措置を講じさせる。

第 1 4 条（移送又は回付に係る併合事件の分配） 移送又は回付に係る事件の分配において、数件の事件が併合されているときは、併合された事件に見合う数の事件が分配されたものとみなす。

2 前項の場合には、分配されたものとみなされる事件の数に満つるまで、当該部に対する同種事件の分配を停止する。

第 1 5 条（差戻し事件の分配） 差戻しを受けた事件は、原裁判時における事件の種類により第 9 条及び第 1 0 条の定めに従って分配する。ただし、その分配方法によることが相当でないときは、民事部の協議によって分配する部を定める。

第 1 6 条（控訴提起事件等の分配） 控訴、上告、飛躍上告又は抗告の提起事件、飛躍上告受理申立事件及び再審事件並びにこれらに付随する執行停止事件は、当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に分配する。上訴の方式等に関し旧民事訴訟法の規定が適用される事件についての上告等の受理事件及び上訴に伴う執行停止事件についても、同様とする。

2 前項の部がないときは、民事部の協議によって分配する部を定める。

第 1 7 条（既済事件に関連する各種事件の分配） 手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件は、当該訴訟の終局判決をした部に分配する。

2 執行文付与等に関する異議及びこれに付随する執行停止事件、その他既済事件について裁判所の判断を要する各種申立事件は、当該事件が既済となった部に分配する。

3 前項の部がないときは、前条第2項と同様とする。

第18条（労働審判官）労働審判事件を担当する裁判官を労働審判事件の労働審判官とする。

第19条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第3節 刑 事 部

第1款 公判請求事件

第20条（公判請求事件の種類）公判請求事件を次の種類に分ける。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 一般法定合議事件 | 法定合議事件のうち被告人が外国人で通訳を要する事件（以下「外国人事件」という。）、公安労働等に関係する事件（以下「公安労働関係事件」という。）及び死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（以下「裁判員裁判対象事件」という。）を除いた事件 |
| (2) 外国人法定合議事件 | 法定合議事件のうち外国人事件 |
| (3) 公安労働関係法定合議事件 | 法定合議事件のうち公安労働関係事件 |
| (4) 一般裁判員裁判対象事件 | 裁判員裁判対象事件で、外国人事件を除いた事件 |
| (5) 外国人裁判員裁判対象事件 | 裁判員裁判対象事件のうち外国人事件 |
| (6) 一般単独事件 | 単独事件のうち、外国人事件、公安労働関係事件及び即決裁判手続事件を除いた事件 |
| (7) 外国人単独事件 | 単独事件のうち外国人事件で、外国人即決 |

	裁判手続事件を除いた事件
(8) 公安労働関係単独事件	単独事件のうちの公安労働関係事件
(9) 一般即決裁判手続事件	単独事件のうち、即決裁判手続の申立てがあつた事件で、外国人事件を除いた事件
(10) 外国人即決裁判手続事件	単独事件のうち、外国人事件で、即決裁判手続の申立てがあつた事件

第 2 1 条（事件の分配）事件の分配は、起訴状（審判の併合、移送、回付、破棄差戻し等により他の裁判所又は管内支部から送付を受けた事件については、送付書）を単位とし、前条に定める事件の種類ごとに別表第 2 の定めるところにより、受理の順序に従って行う。

2 1 通の起訴状又は送付書の中に公安労働関係事件、裁判員裁判対象事件、外国人事件及び一般事件のうちの全部又は二つ以上を含むときは、この順序による先順位の事件として分配する。

3 事件の数は、被告人の数による。

第 2 2 条（関連事件の分配）起訴状に当該事件を前に起訴した他の事件（以下「本起訴事件」という。）と併合して審理されたい旨の表示が付された事件は、受理の順序にかかわらず、本起訴事件を担当する部に分配する。

2 前項によって、一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である本起訴事件を担当する部に一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である追起訴事件が分配されたときの前条第 3 項の被告人の数については、2 分の 1 人分が分配されたものとし、更に同様に当該部に一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である追起訴事件が分配されて 1 人分に満ちたときに一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である 1 人分の分配があつたものとみなす。

第 2 3 条（事件の移転）2 以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連するとき、及びその他必要があるときは、関係する部の協議により事件を移転する

ことができる。

- 2 事件の移転が行われた場合には、事件の移転を受けた部については、新受事件が分配されたものとみなし、事件の移転をした部については、事件の移転が当該事件の第1回公判期日前に行われたときに限り、移転された事件と同種、同数の新受事件を分配する。

第24条（裁定合議事件の分配）刑事部に所長、刑事部総括裁判官及び所長が指名する刑事部裁判官で構成する刑事部裁定合議等委員会を置き、同委員会が合議相当決定をした事件については、合議相当決定の順序に従い、合議事件の分配割合に応じて各部に分配する。

- 2 合議相当決定がされた事件が分配されたときは、当該単独事件と同じ種類の法定合議事件の新受事件が分配されたものとみなし、はじめに当該単独事件が分配された部については、前条第2項後段の定めを準用する。

第25条（公安労働関係事件等の事件の移転）公安労働関係事件及びその他事案が複雑困難な事件については、各部の事件負担の公平を考慮し、刑事部裁定合議等委員会の決議によって事件の移転をすることができる。

- 2 1通の起訴状又は送付書で起訴又は送付された事件が複数の被告人の裁判員裁判対象事件を含む場合につき、その一部の事件を他の部で処理するのが相当であると刑事部裁定合議等委員会が決議したときは、裁判員裁判対象事件の受理の順序に従ってその事件を他の部に移転することができる。
- 3 複数の裁判員裁判対象事件の公判が連続して指定されていること等の事情により一定の期間における特定の部の負担が重いと認められる場合において、各部の裁判員裁判対象事件の負担等を考慮し、上記特定の部の1件又は数件の裁判員裁判対象事件を他の部で処理するのが相当であると刑事部裁定合議等委員会が決議したときは、その事件を他の部に移転することができる。
- 4 本条第1項から第3項までの場合においては、第23条第2項の定めを準用する。

第 2 6 条（事件の分配の特則）再審開始決定が確定した事件は、再審請求事件の分配を受けた部に分配する。

2 差し戻された事件は、原裁判時における事件の種類により本節の定めに従って分配する。ただし、原裁判に関与した裁判官が所属する部には分配しない。

3 刑事訴訟法第 2 6 6 条第 2 号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部には分配しない。

第 2 款 その他の事件

第 2 7 条（原裁判等をした部に分配する事件）次の各号に掲げる事件は、それぞれ当該各号に定める部に分配する。

- | | |
|---|------------|
| (1) 上訴権回復請求事件、再審請求事件、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第 6 5 条第 1 項の取消請求事件並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第 2 3 条により組織的犯罪処罰法第 6 5 条第 1 項の例によるとされた取消請求事件 | 原裁判をした部 |
| (2) 刑事補償請求事件及び刑事費用補償請求事件 | 無罪等の裁判をした部 |
| (3) 訴訟費用執行免除申立事件、裁判の疑義の解釈申立事件、裁判の執行の異議申立事件、その他法令において裁判をした裁判所に対して請求すべきものと定められた事件 | 裁判の言渡しをした部 |
| (4) 刑法第 5 2 条の刑の決定請求事件及び刑 | 刑の言渡しをした部 |

事訴訟法第 96 条第 3 項の保釈保証金没取
請求事件

(5) 刑事確定訴訟記録法第 8 条の不服申立事
件 第 1 審の裁判をした部

2 前項の場合において、担当すべき部が存在しないときは、別表第 2 の定めるところにより、受理の順序に従って各部に分配する。

第 28 条（医療観察法に関する事件の分配）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する事件については次のとおり分配し、又は処理する。

- (1) 医療観察法第 33 条第 1 項の申立て（検
察官による申立て） 別表第 2 に定める割合により、
受理の順序に従って各部に分
配する。ただし、同法第 2 条
第 2 項第 2 号の対象者に係る
申立ては、同号の確定裁判を
した部に分配する。
- (2) 同法第 41 条の対象行為の存否について
の審理 (1)の事件の分配を受けた部に
おいて審理する。
- (3) 同法第 49 条第 1 項及び第 2 項の申立て
（指定入院機関の管理者による退院の許可
及び入院継続の確認の申立て）、同法第 5
0 条及び第 55 条の申立て（本人等による
退院の許可及び医療の終了の申立て）並び
に同法第 54 条第 1 項及び第 2 項及び第 5
9 条第 1 項及び第 2 項の申立て（保護観察
所の長による医療の終了、期間の延長及び
入院の申立て） 同法第 42 条第 1 項第 1 号又
は第 2 号の決定をした部に分
配する。ただし、同法第 42
条第 1 項第 1 号又は第 2 号の
決定をした部と異なる部にお
いて、同法第 51 条、第 56
条及び第 61 条の決定をして
いるときは、当該決定をした
部に分配し、担当すべき部が

- (4) 同法第 7 6 条第 1 項及び第 2 項の申立て
(競合する処分の調整)
- 存在しないときは、(1)本文の例による。
- 同条第 1 項の申立てについては競合する医療観察法上の処分をした部に、同条第 2 項の申立てについては競合する最後の処分をした部にそれぞれ分配する。
- (5) 同法第 6 8 条第 2 項本文又は第 7 1 条第 2 項後段により差し戻され又は移送された事件
- 第 2 6 条第 2 項の例による。
- (6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則第 5 1 条第 2 項 (第 8 5 条第 1 項で準用される場合を含む。) の医療施設の指定の変更、同規則第 3 9 条第 1 項の裁判官が行う付添人選任の通知並びに同規則第 5 0 条、第 7 2 条、第 7 4 条、第 7 8 条、第 8 0 条及び第 8 4 条の処遇事件の申立ての通知
- 医療観察法第 1 1 条第 1 項の合議体を構成する裁判官が処理する。
- 第 2 9 条 (刑事和解記録に関する事件の分配) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 2 0 条第 2 項に定める裁判所書記官の処分に対する異議申立事件及び同法第 1 9 条第 4 項所定の公判調書に関する民事執行法第 3 2 条第 1 項の異議申立事件の裁判については別表第 3 の裁判官に分配する。
- 第 3 0 条 (令状請求事件等の分配) 次の各号に掲げる事件等は、在庁時間内のもの

については別表第 4 の裁判官に別に所長の定めるところに従って、在庁時間外のものについては刑事部及び民事部の裁判官に別に所長の定めるところに従って分配し、又は処理する。

本庁所属の判事及び判事補（特例判事補及び未特例判事補のうち、簡易裁判所判事に任命されている者）は、第 6 号の手續について、松戸簡易裁判所判事、木更津簡易裁判所判事、八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。

- (1) 逮捕状その他各種令状請求事件
- (2) 勾留に関する処分事件で裁判官の権限により処理すべきもの
- (3) 組織的犯罪処罰法第 4 章及び第 6 章の保全請求事件並びにこれらの処分が付随する処分を求める申立事件並びに同法第 7 1 条第 1 項の令状の発付を求める申立事件
- (4) 麻薬特例法第 5 章及び第 6 章の保全請求事件並びにこれらの処分が付随する処分を求める申立事件並びに同法第 2 3 条により組織的犯罪処罰法第 7 1 条第 1 項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件
- (5) 医療観察法第 3 4 条第 1 項及び第 6 0 条第 1 項の鑑定入院命令並びに同法第 9 9 条第 6 項による連戻状請求事件
- (6) 被疑者国選弁護人選任手續

第 3 1 条（通信傍受令状請求事件の分配）犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく令状請求及び傍受期間延長請求があった場合には、在庁時間内のものについては別表第 4 の裁判官に別に所長の定めるところに従って、在庁時間外のものについては刑事部及び民事部の裁判官に別に所長の定めるところに従って分配する。

- 2 前項の令状に基づいて行われた傍受の原記録の保管事務は、別表第 4 の最初に記載された裁判官が処理する。
- 3 前項の原記録保管裁判官に差し支えがあるときは、在庁時間内のものについて

機密性 2

は千葉地方裁判所の在庁する刑事部の裁判官（司法修習の期の高い者が優先する。）が、在庁時間外のものについては第1項により定められた裁判官がそれぞれ代理する。

第32条（勾留理由開示請求事件の分配）勾留理由開示請求事件は、勾留状を発付した裁判官に分配する。

2 準抗告裁判所が刑事訴訟法第426条第2項の規定に従って勾留状を発付したときは、勾留理由開示請求事件は、その裁判をした部に分配する。

第33条（前6条に定める事件以外の事件の分配）前6条に定める事件以外の事件は、別表第2の定めるところにより、受理の順序に従って分配する。

第34条（緊急を要する事件の分配）緊急を要する事件について、休暇、出張等のため事件の分配を受けるべき部が直ちにその処理に当たることができないときは、事件を当該部には分配しない。

第4節 裁判事務及び司法行政事務の代理順序

第35条（裁判事務の代理順序）各部の裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理する。

2 前項によることができないときは、民事部及び刑事部のそれぞれにおいて他の部の裁判官が代理し、なおこれによることができないときは、所長が指名する裁判官（支部の裁判官を含む。）が代理する。

第36条（司法行政事務の代理順序）所長に差し支えがあるときは、所長に属する司法行政事務は、別表第5の裁判官が同表記載の順序によりこれを代理する。

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が別表第1及び別表第2の「裁判官の配置」欄に記載した順序によりこれを代理する。

第3章 支 部

第1節 松 戸 支 部

第37条（部の設置）松戸支部に民事部及び刑事部を置く。

第38条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等）各部の裁判官の配置及び裁判事務

の分配等は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 除斥事件、忌避事件及び差戻しを受けた事件の分配は、支部の裁判官が協議して定める。
- 3 各部の裁判官に対する事務の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの部で定める。

第 39 条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第 40 条（裁判事務の代理順序）各部において裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理する。

- 2 前項によることができないときは、他の部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、別表第 8 の定める順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第 41 条（司法行政事務の代理順序）支部長に差し支えがあるときは、支部長に属する司法行政事務については、他の部の事務を総括する裁判官がこれを代理する。

- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官（兼務及び填補の裁判官を除く。）が別表第 6 の「裁判官の配置」欄に記載した順序によりこれを代理する。

第 2 節 その他の支部

第 42 条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等）各支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等は、別表第 7 のとおりとする。

- 2 配置された裁判官は、その支部の管轄に属する民事事件及び刑事事件を担当するものとする。
- 3 各支部の裁判官に対する事務の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの支部で定める。

第 43 条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第 44 条（裁判事務の代理順序）裁判官に差し支えがあるときは、その支部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、別表第 8 に定める順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第 4 5 条（司法行政事務の代理順序） 支部長に属する司法行政事務の代理については、前条の例による。

第 4 章 簡 易 裁 判 所

第 4 6 条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等） 管内の各簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配等は、別表第 9 のとおりとする。

2 配置された裁判官は、その簡易裁判所の管轄に属する民事事件及び刑事事件を担当するものとする。

3 裁判官が 2 人以上配置されている庁における裁判事務の分配は、別表第 9 に定めるほか、その庁に所属する裁判官全員の協議によりこれを定める。

第 4 7 条（調停主任） 調停事件を担当する裁判官又は調停官を調停事件の調停主任とする。

第 4 8 条（裁判事務の代理順序） 裁判官に差し支えがあるときは、その庁の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、別表第 1 0 に定める順序に従い所長の指名する簡易裁判所判事又は所長の指名する千葉地方裁判所の判事が代理する。

第 4 9 条（司法行政事務の代理順序） 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その庁の他の裁判官が別表第 9 の「備考」欄に記載した順序によりこれを代理する。

附 則

この定めは、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。

この定めは、令和 6 年 1 月 6 日から実施する。

この定めは、令和 6 年 1 月 1 6 日から適用する。

この定めは、令和 6 年 1 月 2 3 日から実施する。

この定めは、令和 6 年 3 月 1 1 日から実施する。

この定めは、令和 6 年 3 月 2 5 日から実施する。

この定めは、令和 6 年 3 月 2 6 日から実施する。

機密性 2

この定めは、令和6年4月1日から実施する。

この定めは、令和6年4月12日から実施する。

この定めは、令和6年4月16日から実施する。

<p>二 部</p>	<p>判事補 松田 祐紀 判事補 松岡 弘道</p>	<p>(8) } (9) } (10) } 第一部の(8)から(13)までと同じ (11) } (12) } (13) } (14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件 (15) 証拠保全事件 (16) 共助事件 (17) 医療事故を理由とする損害賠償事件</p>	<p>各4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 全部</p>	<p>単独事件 齊藤 顕子 澤田 順子 宇野 遥子</p>	<p>水 火・木 木</p>
<p>民 事 第 三 部</p>	<p>判事(総) 岡山 忠広 判事 塚原 洋一 判事 中畑 洋輔 判事補(特) 藤枝 健太 判事補 蟻塚 真</p>	<p>(法定合議事件) (1) 控訴事件 (2) 行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する控訴事件 (3) 労働災害に関する控訴事件 (4) } 第一部の(3)及び(4)と同じ (5) } (法定合議事件を除くその余の事件) (6) } 第一部の(5)から(7)までと同じ (7) } (8) } (9) } (10) } 第一部の(8)から(13)までと同じ (11) } (12) } (13) } (14) } (15) 訴えの提起前における証拠収集処分事件 (16) 証拠保全事件 (17) 共助事件 (18) 行政事件(行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する事件を含む。) (19) 労働災害に関する事件 (20) 独占禁止法に基づく事件(同事件を本案とする保全事件を含む。)</p>	<p>50分の10 全部 全部 各4分の1 各18分の4 各4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 全部 全部 全部</p>	<p>合議事件 岡山 忠広 塚原 洋一 中畑 洋輔 藤枝 健太 蟻塚 真 単独事件 岡山 忠広 塚原 洋一 中畑 洋輔</p>	<p>火・金 水 月・木 月・木</p>
<p>民 事 第 部</p>	<p>判事(総) 本田 晃 判事 田中正哉 判事 大畑道広 判事(兼) 宇野遥子 判事 河合智史 判事補(特) 上野瑞穂</p>	<p>(1) 民事保全事件(異議、取消事件及び旧法事件を含む。ただし、独占禁止法に基づく事件を本案とする保全事件及び労働仮処分事件を除く。) (2) 配偶者暴力等に関する保護命令事件 (3) 民事執行事件(旧法事件及び旧競売法による事件を含む)及びこれに付随する雑事件 (4) 民事保全事件及び民事執行事件に係る抗告事件並びにこれらに付随する雑事件</p>	<p>(1)~(18) 全部</p>	<p>合議事件 本田 晃 田中 正道 大宇野 遥 河上野 智 神成 瑞万</p>	<p>随 時</p>

<p>四 部</p>	<p>判事補 神成万柚</p> <p>【東京地簡裁職務代行】 判事補(特) 長谷川 英</p> <p>【民間企業等研修中】 判事補(特) 浅井彩香</p>	<p>(5) 破産事件、民事再生事件、会社更生事件、特別清算事件及び企業担保権実行事件</p> <p>(6) 承認援助事件</p> <p>(7) 民事非訟事件及び商事非訟事件(公示催告、過料を含む。)</p> <p>(8) 借地非訟事件(借地非訟付調停事件を含む。)</p> <p>(9) 発信者情報開示命令事件</p> <p>(10) 特定調停事件</p> <p>(11) 仮登記仮処分事件</p> <p>(12) 罹災都市借地借家臨時処理事件</p> <p>(13) 船舶所有者等責任制限事件</p> <p>(14) 油濁等損害賠償責任制限事件</p> <p>(15) 簡易確定事件</p> <p>(16) 仲裁関係事件</p> <p>(17) 特定和解の執行決定事件</p> <p>(18) その他の民事雑事件(訴えの提起前における証拠収集処分事件、証拠保全事件及び共助事件を除く。)</p>		<p>単独事件 本田 晃哉 田中 正道 大畑 遥智 宇野 合智 河上 野瑞 神成 万柚</p>	<p>随 時</p>
<p>民 事 第 五 部</p>	<p>判事(総) 篠原 礼</p> <p>判事 鈴木秀雄</p> <p>判事 吉田達二</p> <p>判事補(特) 木村周世</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) 建築請負及び工事請負に関する控訴事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p> <p>(3) } 第一部の(3)及び(4)と同じ</p> <p>(4) }</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(5) } 第一部の(5)から(7)までと同じ</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) } 第一部の(8)から(13)までと同じ</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) }</p> <p>(14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(15) 証拠保全事件</p> <p>(16) 共助事件</p> <p>(17) 建築請負及び工事請負に関する事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p>	<p>50分の10 全部</p> <p>各4分の1</p> <p>各18分の5</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>全 部</p>	<p>合議事件 篠原 礼 鈴木秀雄 吉田達二 木村周世</p> <p>単独事件 篠原 礼 鈴木秀雄 吉田達二</p>	<p>木 月(臨時)</p> <p>水 火・金 火・金</p>

【略語】

- (総) …部総括裁判官
- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

(別表第2)

令和6年度千葉地方裁判所刑事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合	担当裁判官	開廷日等
刑事部	判事(総) 水上 周 判事 新井 紅亜礼 判事 土倉 健太 判事 西澤 恵理 判事補 丹治 雅文 判事補 原 亜香里	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件(2の事件を除く。)の4分の1 2 裁判員裁判対象事件の4分の1 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の4分の1 4 次の事件の4分の1 (1) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件 (2) 組織的犯罪処罰法第52条第2項の不服申立事件 (3) 麻薬特例法第19条第4項及び第20条第3項により組織的犯罪処罰法第52条第2項の例によるとされた不服申立事件 (4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件 (5) 麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされた審査請求事件 (6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項に基づく除外決定請求等事件、同法第35条第1項、第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件 5 除斥事件及び忌避事件の4分の1 6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件 7 その他法令により合議体で処理すべき事件の4分の1 8 医療観察法第72条第1項の不服申立事件及び同法第73条第1項の異議申立事件の4分の1 第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の83分の17 2 1以外の単独事件の83分の17 3 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の83分の17 第3 その他の事件 次の(1)、(2)の事件ごとにその各83分の17、次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各	合議事件 水上 周 新井 紅亜礼 土倉 健太 西澤 恵理 丹治 雅文 原 亜香里 単独事件 水上 周 新井 紅亜礼 土倉 健太 西澤 恵理 医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件	月～金 月～金 月～金 月～金

		<p>4分の1</p> <p>(1) 医療観察法第33条第1項の申立事件</p> <p>(2) 第28条(3)により同条(1)本文の例によるとされた事件</p> <p>(3) 執行猶予取消請求事件</p> <p>(4) 起訴前の証拠調事件・証拠保全事件</p> <p>(5) 共助事件(組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助事件を除く。)</p> <p>(6) 刑事訴訟法第430条の準抗告事件</p> <p>(7) 刑事訴訟法第187条の2の不起訴被疑者の訴訟費用請求事件</p> <p>(8) 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士の指定に関する事件</p> <p>(9) その他裁判官の権限により処理すべき事件(第1、第2並びに上記(1)及び(2)に掲げたものを除く。)</p>	<p>(裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>水 上 周 新 井 紅 亜 礼 土 倉 健 太 理 西 澤 恵 理</p>	<p>随 時 随 時 随 時 随 時</p>
刑 事 第 二 部	<p>判事(総) 松 本 圭 史</p> <p>判事 戸 莉 左 近</p> <p>判事 一 場 修 子</p>	<p>第1 第一部の第1と同じ</p>	<p>合議事件</p> <p>松 本 圭 史 戸 莉 左 近 一 場 修 子 宮 部 良 奈 梅 本 友 美 岸 本 若 菜 中 村 日向子</p>	<p>月～金</p>
	<p>判事 宮 部 良 奈</p> <p>判事 梅 本 友 美</p> <p>判事補 岸 本 若 菜</p> <p>判事補 中 村 日向子</p> <p>【さいたま地家簡裁 職務代行】</p> <p>判事 小 林 麻 子</p>	<p>第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 公安労働関係単独事件の83分の26</p> <p>2 1以外の単独事件の83分の26</p> <p>3 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の83分の26</p> <p>第3 その他の事件</p> <p>次の(1)、(2)の事件ごとにその各83分の26、次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各4分の1</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) (7) (8) (9)</p>	<p>単独事件</p> <p>松 本 圭 史 戸 莉 左 近 一 場 修 子 宮 部 良 奈 梅 本 友 美</p> <p>医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>松 本 圭 史 戸 莉 左 近 一 場 修 子 宮 部 良 奈 梅 本 友 美</p>	<p>月～金 月～金 月～金 月～金 月～金</p> <p>随 時 随 時 随 時 随 時</p>

第 五 部	判事補 中 村 大 樹 判事 安 重 育 巧 美	第3 その他の事件 次の(1)、(2)の事件ごとにその各83分の 14、次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各 4分の1 (1) (2) (3) (4) (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) (7) (8) (9)	医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合 議体で行う審 理を除く) 守 下 実 鎌 倉 正 和 廣 瀬 裕 亮 楯 山 葉 子	随 時 随 時 随 時
-------------	---------------------------------------	---	---	-------------------

【略語】

- (総) …部総括裁判官
- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

(別表第3)

第29条による事務分担表

開廷日等	裁 判 官
随 時	判 事 本 田 晃 判 事 田 中 正 哉 判 事 大 畑 道 広 判 事 河 合 智 史

(別表第4)

在庁時間内の令状請求事件等担当裁判官

判事	守	下		実
判事	松	本	圭	史
判事	水	上		周
判事	宮	本		聡
判事	新	井	紅 亜	礼
判事	池	田	知	史
判事	戸	蒯	左	近
判事	鎌	倉	正	和
判事	一	場	修	子
判事	国	分	史	子
判事	宮	部	良	奈
判事	廣	瀬	裕	亮
判事	野々	山	優	子
判事	土	倉	健	太
判事	西	澤	恵	理
判事	梅	本	友	美
判事	梶	山	葉	子
判事	内	村	祥	子
判事補	蟻	塚		真
判事補	松	田	祐	紀
判事補	神	成	万	柚
判事補	岸	本	若	菜

判事補	沢	田	優	乃
判事補	丹	治	雅	文
判事補	中	村	大	樹
判事補	中	村	日	向子
判事補	坊		直	徹
判事補	松	岡	弘	道
判事補	合	田		愛
判事補	高	間	洗	成
判事補	原		亜	香里

機密性 2

(別表第 5)

令和 6 年度における司法行政事務の代理順序

第 1 順 位 本 田 晃

第 2 順 位 守 下 実

(別表第6)

令和6年度千葉地方裁判所松戸支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等	
民 事 部	判事 岡部 豪	第1 合議事件 1 合議体で審判する旨を決定した事件 2 会社更生事件 3 人身保護事件 第2 その他の事件 1 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 2 民事再審事件 3 民事保全異議取消事件 4 民事執行事件（不動産） 5 民事執行事件（債権） 6 民事執行雑事件（保全） 7 民事執行雑事件（不動産） 8 民事保全命令事件 9 民事証拠保全事件 10 民事調停事件 11 民事共助事件 12 民事雑事件 13 破産管財事件 14 破産同時廃止事件 15 民事再生事件 16 借地非訟事件 17 民事非訟・商事非訟事件（公示催告事件を含む。） 18 配偶者暴力等に関する保護命令事件 19 特別清算事件 20 過料事件 21 仲裁関係事件 22 特定和解の執行決定事件 23 訴えの提起前における証拠収集の処分等事件 24 財産開示事件 25 第三者からの情報取得事件 26 簡易確定手続 27 発信者情報開示命令事件	合議事件 古河 謙一	火・金	
	判事（総） 古河 謙一		中山 典子		
	判事 中山 典子		白崎 里奈		
	判事（兼） 古谷 慎吾		中 直也		
	判事 白崎 里奈		秋田 智子		
	判事 中 直也		広嶋 玲哉		
	判事（兼） 向井 志穂		宍倉 良輔		
	判事 秋田 智子		単独事件 岡部 豪		
	【留学中】 判事補（特） 野口 宏明		古河 謙一		水
	判事補 広嶋 玲哉		中山 典子		月・金
判事補（兼） 山田 覚己	古谷 慎吾	木			
判事補 宍倉 良輔	白崎 里奈	火・木			
	中 直也	月・金			
	向井 志穂				
	秋田 智子				
	広嶋 玲哉				
	山田 覚己				
	宍倉 良輔				

刑 事 部	判事 古 谷 慎 吾	第 1 合議事件 1 法律の定めにより合議体で 審判すべき事件 2 合議体で審判する旨を決定 した事件	合議事件 古 谷 慎 吾 向 井 志 穂 山 田 覚 己	月
	判事 向 井 志 穂 判事補 山 田 覚 己	第 2 その他の事件 1 刑事訴訟事件 2 刑事証拠保全事件 3 刑事雑事件 4 医療観察事件 5 即決裁判手続事件	単独事件 古 谷 慎 吾 向 井 志 穂 山 田 覚 己	火・水 火・木

(注)

- 1 令状事務（勾留手続を含む。）及び被疑者国選弁護人選任手続の分配については、別に定めるところによる。
- 2 準抗告事件の事務の分配については、別に定めるところによる。

【略語】

- (総) …部総括裁判官
- (特) …特例判事補
- (兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
- (職代) …職務代行裁判官
- (代理) …代理裁判官

(別表第7)

令和6年度千葉地方裁判所支部（松戸支部を除く。）の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

千葉地方裁判所木更津支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事 有賀直樹	第1 合議事件 民事合議事件及び刑事合議事件	合議事件 有賀直樹 首藤晴久 奥山村大慶	月・木
判事 首藤晴久	第2 その他の事件 1 民事単独事件 2 民事保全事件 3 民事執行事件（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。）	単独事件 有賀直樹 首藤晴久 奥山村大慶	火・金 月・水 水
判事補（特） 奥山直毅	4 破産（同時廃止）事件 5 破産（管財）事件 6 民事再生事件 7 会社更生事件、特別清算事件 8 配偶者暴力等に関する保護命令事件 9 非訟事件 10 発信者情報開示命令事件 11 過料事件 12 仲裁関係事件 13 特定和解の執行決定事件 14 調停事件 15 簡易確定手続 16 民事雑事件 17 刑事単独事件 18 刑事雑事件（第1回公判前の身柄に関する処理等） 19 医療観察事件		
判事補 木村大慶			
【民間企業等研修中】 判事補（特） 井上寛基			

千葉地方裁判所八日市場支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事 菅野昌彦	第1 合議事件 民事合議事件及び刑事合議事件	合議事件 菅野昌彦 長尾崇 中澤崇晶	火
判事 長尾崇	第2 その他の事件 1 民事単独事件 2 民事保全事件 3 配偶者暴力等に関する保護命令事件 4 発信者情報開示命令事件 5 調停事件 6 非訟事件 7 民事共助事件 8 民事雑事件 9 簡易確定事件 10 破産事件 11 民事再生事件及び会社更生事件 12 仲裁関係事件 13 特定和解の執行決定事件 14 証拠保全事件 15 刑事単独事件 16 刑事雑事件 17 医療観察事件	単独事件 菅野昌彦 長尾崇 中澤崇晶	水・金 月・火・木 水・金

千葉地方裁判所佐倉支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事 柴 崎 哲 夫 判事 島 山 新 判事 永 山 倫 代 判事 宮 武 芳	民事訴訟事件 破産事件 民事再生事件 民事保全事件 民事執行事件（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。） 配偶者暴力等に関する保護命令事件 過料事件 調停事件 借地非訟事件及び商事非訟事件 発信者情報開示命令事件 証拠保全事件 仲裁関係事件 特定和解の執行決定事件 民事共助事件 簡易確定事件 その他の民事事件 刑事事件（刑事訴訟法第430条の準抗告を除く。） 刑事雑事件	柴 崎 哲 夫 島 山 倫 代 永 山 武 芳	月・水 火・木

千葉地方裁判所一宮支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事 若 松 光 晴	民事事件（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。） 刑事事件	若 松 光 晴	火・金

千葉地方裁判所館山支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事（代理） 首 藤 晴 久	民事事件（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。） 刑事事件	首 藤 晴 久	火・木・金

千葉地方裁判所佐原支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
判事（代理） 大畑道広	民事事件（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。） 刑事事件	大畑道広	火・木

【略語】

（特）…特例判事補

（兼）…兼補裁判官又は兼務配置裁判官

（職代）…職務代行裁判官

（代理）…代理裁判官

(別表第8)

千葉地方裁判所支部の裁判官に差し支えがある場合の代理順序

該当庁	松戸	木更津	八日市場	佐倉	一宮	館山	佐原
第1順位	本庁	本庁	本庁	本庁	本庁	木更津	本庁
第2順位						本庁	

(別表第9)

令和6年度千葉地方裁判所管内簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
千 葉	(民事1係) 渡辺 高	(1) 民事訴訟事件	3分の1	水・金	令状事件(勾留手続を含む。)、略式事件及び被疑者国選弁護人選任手続について 第1 在庁時間内において、担当裁判官に差し支えがあるときは、その余の裁判官が処理する。 第2 在庁時間内において、裁判官全員に差し支えがあるときは、別表第4に定めるところによる。 第3 在庁時間外は、別に所長の定めるところによる。 第4 被疑者国選弁護人選任手続については、松戸簡易裁判所判事、木更津簡易裁判所判事、八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。
		(2) その他の民事事件(調停事件、調停関係民事雑事件を除く。)	3分の1	随時	
		(3) 在庁略式事件(三者即日処理方式による交通略式事件を除く。)	100分の2	随時	
		(4) 令状事件	100分の2	月から木	
		(5) その他の刑事雑事件(第1回公判後の保釈、移送の同意は担当裁判官)	100分の2	随時	
	(民事2係) 菅原 淳	(1) 民事訴訟事件	3分の1	水・金	第3 在庁時間外は、別に所長の定めるところによる。 第4 被疑者国選弁護人選任手続については、松戸簡易裁判所判事、木更津簡易裁判所判事、八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。
	(2) }	民事1係の(2)から(5)までと同じ	民事1係の(2)から(5)までと同じ		
	(3) }				
	(4) }				
	(5) }				
	(民事3係) 竹田 亨	(1) 民事訴訟事件	3分の1	火・木	第3 在庁時間外は、別に所長の定めるところによる。 第4 被疑者国選弁護人選任手続については、松戸簡易裁判所判事、木更津簡易裁判所判事、八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。
	(2) }	民事1係の(2)から(5)までと同じ	民事1係の(2)から(5)までと同じ		
	(3) }				
	(4) }				
	(5) }				
		(1) 刑事通常訴訟事件(略式不相当事件及び正式裁判請求事件を除く。)	全 部	金	第3 在庁時間外は、別に所長の定めるところによる。 第4 被疑者国選弁護人選任手続については、松戸簡易裁判所判事、木更津簡易裁判所判事、八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。
		(2) 刑事2係裁判官又は民事係裁判官が関与した略式命令請求事件に対する略式不相当事件及び正式裁判請求事件	全 部	金	
		(3) 三者即日処理方式による交通略式事件	全 部	木	
		(4) 在庁略式事件(三者即日処理方式による交通略式事件を除く。)	100分の47	随時	

<p>(刑事1係) 須田浩志</p>	<p>(5) 在宅略式事件（道路交通法違反又は自動車保管場所等に関する法律違反の事件のうち交通切符形式でないもの） (6) 在宅略式事件（道路交通法違反又は自動車保管場所等に関する法律違反の事件のうち交通切符形式であるもの） (7) 在宅略式事件（道路交通法違反又は自動車保管場所等に関する法律違反の事件を除く。） (8) 令状事件 (9) その他の刑事雑事件（第1回公判後の保釈、移送の同意は担当裁判官）</p>	<p>3分の2 全 部 全 部 100分の47 100分の47</p>	<p>随 時 随 時 随 時 月から木 随 時</p>	<p>司法行政事務の代理順序について 須田浩志 田辺原田 菅竹高淳亨</p>
<p>(刑事2係) 笹本桂輔 (司)</p>	<p>(1) 刑事1係裁判官が関与した略式命令請求事件に対する略式不相当事件及び正式裁判請求事件 (2) 刑事1係の(4)と同じ (3) 刑事1係の(5)と同じ (4) 刑事1係の(8)、(9)と同じ</p>	<p>全 部 刑事1係の(4)と同じ 3分の1 刑事1係の(8)、(9)と同じ</p>	<p>金 刑事1係の(4)と同じ 随 時 刑事1係の(8)、(9)と同じ</p>	
<p>(調停係) 笹本桂輔 (司)</p>	<p>(1) 調停事件 (2) 調停関係民事雑事件</p>	<p>全 部 全 部</p>	<p>水から金 随 時</p>	

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
	岡部 豪 (司)				
松	新岡 剛	(1) 民事訴訟事件	2 分の 1	水・金	令状事務(勾留手続を含む。)及び被疑者 国選弁護人選任手続 について (1) 在庁時間内の分配 については、本表に 定めるほか、別に定め るところによる。 (2) 在庁時間外の分配 については、別に定め るところによる。
		(2) 少額訴訟事件	2 分の 1	水・金	
	(3) 調停事件	3 分の 1	木		
	新岡 剛	(4) 民事保全事件	3 分の 1	随 時	
(5) その他の民事事件		3 分の 1	随 時		
(6) 令状事件		5 分の 1	■		
(7) その他の刑事事件(ただし、起訴後の第1回公判前の保釈、勾留に関する処分のみ。)		2 分の 1	随 時		
		野山 宏	(1) 民事訴訟事件	2 分の 1	月・木
(2) 少額訴訟事件	2 分の 1		月・木		
(3) 調停事件	3 分の 1		火		
(4) } 新岡裁判官の	新岡裁判官の (4)及び(5)と同じ		新岡裁判官の (4)及び(5)と同じ	新岡裁判官の (4)及び(5)と同じ	
(5) } (4)及び(5)と同じ					
(6) 令状事件	5 分の 1		■		
(7) 新岡裁判官の(7)と同じ	新岡裁判官 の(7)と同じ		新岡裁判官の (7)と同じ		
	堀井 律	(1) 刑事通常訴訟事件(堀井裁判官が関与した略式命令請求事件に関する略式不相当事件及び正式裁判請求事件を除く。)	全 部	木	
(2) 略式命令請求事件		全 部	随 時		
(3) 令状事件		5 分の 2	■		
(4) その他の刑事事件(ただし、担当する(1)の事件に係る第1回公判期日前の勾留に関する処分は堀井裁判官を除く令状担当又は令状応援の裁判官が処理する。)		全 部	随 時		
(5) 調停事件		3 分の 1	火		
(6) 訴え提起前の和解事件		全 部	随 時		
(7) 支払督促事件		全 部	随 時		
(8) 公示催告事件		全 部	随 時		
(9) 過料事件		全 部	随 時		
(10) 民事保全事件		3 分の 1	随 時		
(11) その他の民事事件		3 分の 1	随 時		
戸					司法行政事務の代理 順序について 野山 宏 堀井 律 新岡 剛

向井志穂	堀井裁判官が関与した略式命令請求事件に関する略式不相当事件及び正式裁判請求事件	全 部	火・水
山田覚己	令状事件	5 分の 1	■

	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日等	備考	
木 更 津	有賀直樹 (司)			<p>在庁時間外の令状事務（勾留手続を含む。）及び被疑者国選弁護人選任手続の分配については、別に定めるところによる。</p> <p>※ 首藤晴久、奥山直毅及び木村大慶の分配は、別に定めるところによる。</p> <p>司法行政事務の代理順序について 山北学</p>	
	首藤晴久 奥山村直大	公職選挙法違反の在庁略式事件（ 曜日に限る。）	全部		
	山北学	民事訴訟事件	全部		木・金
		少額訴訟事件	全部		木・金
		調停事件 過料事件 その他の民事事件（訴え提起前の和解事件を除く。）	全部		月・火 随時
正式裁判請求事件（他の係の裁判官が関与した略式事件に限る。） 略式事件（在庁略式事件及び三者即日処理方式による交通略式事件を除く。） 在庁略式事件（公職選挙法違反を除く。） 令状事件 刑事雑事件（第1回公判前の身柄に関する処理等）		全部 3分の1 5分の3 5分の3 全部	随時 随時 随時		
鈴木浩一郎 (職代)	訴え提起前の和解事件 刑事通常訴訟事件 正式裁判請求事件（他の係に分配される事件を除く。） 略式事件（在庁略式事件及び三者即日処理方式による交通略式事件を除く。） 公職選挙法違反の在庁略式事件（ 曜日に限る。） 在庁略式事件（公職選挙法違反を除く。） 三者即日処理方式による交通略式事件 令状事件	全部 全部 全部 3分の2 全部 5分の2 全部 5分の2	火・金 火 火 火・金 火 		

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
八 日 市 場	菅野昌彦 (司)	民事事件（民事保全事件 及び差戻事件） 令状事件	全 部 5 分の 1	随 時	在庁時間外の令状事務（勾留手続を含む。）及び被疑者国選弁護士選任手続の分配については、別に定めるところによる。 司法行政事務の代理順序について 長尾崇晶 中澤崇晶 永峰英晴
	長尾崇	少額訴訟債権執行事件 刑事通常訴訟事件（正式 裁判請求事件及び差戻事 件） 令状事件	全 部 全 部 5 分の 1	随 時	
	中澤崇晶	令状事件	5 分の 1	随 時	
	永峰英晴 (兼)	民事事件（民事保全事件 及び差戻事件並びに少額 訴訟債権執行事件を除 く。） 刑事通常訴訟事件（正式 裁判請求事件及び差戻事 件を除く。） 令状事件 その他の刑事事件	全 部 全 部 5 分の 2 全 部	■	

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
佐 倉	柴崎哲夫 (司)				司法行政事務の代理順序について 畠山新代 永山倫芳 宮武陽 長嶺川節 及川節子
	長嶺陽一	民事訴訟事件 少額訴訟事件 調停事件 その他の民事事件 刑事通常訴訟事件（正式 裁判請求事件を除く。） 令状事件 略式事件 正式裁判請求事件（及川 裁判官が関与した略式事 件に限る。） その他の刑事事件	2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 全 部 2 分の 1	火 火 水	
	及川節子	民事訴訟事件 少額訴訟事件 調停事件 その他の民事事件	2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1	木 木 水	

	刑事通常訴訟事件（正式裁判請求事件を除く。）	2 分の 1	
	令状事件	2 分の 1	
	略式事件	2 分の 1	
	正式裁判請求事件（長嶺裁判官が関与した略式事件に限る。）	全 部	
	その他の刑事事件	2 分の 1	

※ 在庁略式については、その日の令状担当者が処理する。

	裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日等	備考
千 葉 一 宮	若 松 光 晴	略式事件（公職選挙法違反の事件に限る。）	全 部	随 時
	菊 地 明 弘 (職代)	民事訴訟事件 少額訴訟事件	全 部	■
		調停事件（付調停事件に限る。） その他の民事事件 刑事通常訴訟事件 令状事件	全 部 全 部 3 分の 2	
廣 瀬 一 秀 (職代)	調停事件（付調停事件を除く。） 令状事件 略式事件（公職選挙法違反の事件を除く。）	全 部 3 分の 1 全 部	■	

	裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日等	備考
館 山	首 藤 晴 久 (職代)	刑事事件（公職選挙法違反以外の正式裁判請求事件及び略式不相当事件並びに公職選挙法違反の略式事件）	全 部	火・木・金
	鈴 本 浩 一 郎	民事事件 刑事事件（上欄のものを除く。）	全 部 全 部	■

	裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日等	備考
佐 原	大 畑 道 広 (職代)	刑事事件（公職選挙法違反以外の正式裁判請求事件及び略式不相当事件並びに公職選挙法違反の略式事件）	全 部	火・木
	菊 地 明 弘	民事事件 刑事事件（上欄のものを除く。）	全 部 全 部	■

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
銚子	永峰英晴	民事事件 刑事事件	全 全	部 部	

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
東金	廣瀬一秀	民事事件 刑事事件	全 全	部 部	

【略語】

(司) …司掌者

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別表第10)

簡易裁判所裁判官に差し支えがある場合の代理順序

該当庁	千葉	松戸	木更津	八日市場	佐倉	千葉一宮
第1順位	市川	市川	千葉	千葉	佐原	千葉
第2順位	木更津	千葉			千葉	

該当庁	館山	佐原	市川	銚子	東金
第1順位	木更津	佐倉	松戸	八日市場	千葉
第2順位	千葉	千葉	千葉	千葉	